

第三十一号議案

江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月二十三日

提出者 江戸川区長 多田正見

第一条 江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例  
を次のように改正する。

第二条第一号中「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、特定個人情報を含まない個人情報にあつては、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

第二条第二号中「取得した個人情報」の下に「（特定個人情報を除く。）」を、「行政文書をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条中第九号を第十二号とし、第四号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の三号を加える。

四 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）  
第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

五 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるために保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

六 特定個人情報ファイル 保有特定個人情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有特定個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるよう体系的に構成したものの  
ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために特定の保有特定個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成した  
もの

第八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、特定個人情報を収集する場合には、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合には限る。

第八条第二項第三号中「区民」を「人」に改める。

第九条第一項第四号中「保有個人情報記録」の下に「（保有特定個人情報記録を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項第六号中「個人情報ファイル」の下に「（特定個人情報ファイルを含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第十条第一項各号列記以外の部分中「保有個人情報」の下に「及び保有特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）」を加え、同項各号中「保有個人情報」を「保有個人情報等」に改め、同条第二項中「保有個人情報」を「保有個人情報等」に改める。

第十一条中「保有個人情報」を「保有個人情報等」に改める。

第十二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「目的外利用」を「保有個

人情報の目的外利用」に改め、同項第二号中「区民」を「人」に改め、同条第三項中「目的外利用」を「保有個人情報」の目的外利用」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（保有特定個人情報の目的外利用の制限）

第十二条の二 実施機関は、第九条第一項の規定により登録した保有特定個人情報に係る業務の目的の範囲を超えて当該保有特定個人情報の利用（以下

「保有特定個人情報の目的外利用」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報の目的外利用をすることができ

る。ただし、保有特定個人情報の目的外利用をすることによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると実施機関が認めるときは、この限りでない。

3 前条第三項の規定は、実施機関が、前項の規定により保有特定個人情報の目的外利用をしたときにこれを準用する。

第十三条の見出し中「外部提供」を「保有個人情報の外部提供」に改め、同条第二項第二号中「区民」を「人」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第十三条の二 実施機関は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を

除き、当該実施機関以外のものに保有特定個人情報を提供してはならない。

2 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供するときは、提供を受けるものに対し、当該保有特定個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

3 前条第四項の規定は、実施機関が、第一項の規定により保有特定個人情報の提供をしたときにこれを準用する。

第十四条第一項及び第二項中「保有個人情報」を「保有個人情報等」に改め、同条第三項中「個人情報ファイル」の下に「又は同条第六号イに掲げる特定個人情報ファイル」を加える。

第十五条第一項中「個人情報」の下に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「第一項ただし書」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書及び前項」に、「保有個人情報」を「保有個人情報等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 実施機関は、特定個人情報を処理するため、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、外部結合を行ってはならない。

第十六条第二項第三号八中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十八条の見出し中「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条中「自己情報」を「自己に関する保有個人情報」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（保有特定個人情報の削除の請求）

第十八条の二 何人も、自己に関する保有特定個人情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、実施機関に対し、当該自己に関する保有特定個人情報の削除を請求することができる。

一 第六条、第七条又は第八条第一項若しくは第二項の規定に違反して取得されたものであるとき。

二 番号法第二十条の規定に違反して特定個人情報を収集し、又は保管されているとき。

三 番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

第十九条の見出し中「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条中「自己情報が目的外利用」を「自己に関する保有個人情報の目的外利用」に、「当該目的外利用」を「当該自己に関する保有個人情報の目的外利用」に改め、（以下「利用中止」という。）を削る。

第十九条の二中「第十八条」の下に、「第十八条の二、第十九条」を加え、同条を第十九条の三とする。

第十九条の次に次の一条を加える。

（保有特定個人情報の利用中止等の請求）

第十九条の二 何人も、自己に関する保有特定個人情報が、次の各号のいずれかに該当し、保有特定個人情報の目的外利用がされ、又は実施機関以外のものに特定個人情報の提供がされているときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

一 第十二条の二第一項又は第二項の規定に違反して自己に関する保有特定個人情報の目的外利用がされているとき 当該自己に関する保有特定個人情報の利用の中止

二 第十三条の二第一項の規定に違反して提供されているとき 当該自己に関する保有特定個人情報の提供の中止

第二十条中「又は第十九条」を「、第十八条の二、第十九条又は第十九条の二」に改める。

第二十一条第一項中「利用中止」の下に「（自己に関する保有個人情報の目的外利用若しくは外部提供の中止又は自己に関する保有特定個人情報の目的外利用若しくは提供の中止をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十二条第三項中「自己情報の外部提供」を「自己に関する保有個人情報」の外部提供又は自己に関する保有特定個人情報の提供」に改める。

第三十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、自己に関する特定個人情報の開示請求ができる場合にあつては、

この限りでない。

第二条 江戸川区個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 情報提供等記録 番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報という。

第十二条の二第二項中「目的外利用をすることが」を「目的外利用（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）をすることが」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（情報提供等記録の利用の制限）

第十二条の三 実施機関は、利用目的の範囲を超えて情報提供等記録の利用をしてはならない。

第十八条の二中「、自己に関する保有特定個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。以下この条及び第十九条の二において同じ。）」を加える。

第二十二条第三項中「訂正」の下に「（情報提供等記録の訂正を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により、実施機関が、保有する情報提供等記録の訂正に応じた場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第二十



三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中江戸川区個人情報保護条例第二条及び第八条から第十一条までの改正規定 平成二十七年十月五日

二 第一条中江戸川区個人情報保護条例第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条例第十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条例第十四条、第十五条及び第十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条例第十九条及び第十九条の二の改正規定、同条を同条例第十九条の三とし、同条例第十九条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第二十条、第二十一条、第二十二條及び第三十二條の改正規定 平成二十八年一月一日

三 第二条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(説明)

社会保険・税番号制度の実施に伴い、区の保有する特定個人情報の目的外利用又は提供の制限等の規定を設けることにより、特定個人情報に厳格に保護することとするほか、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)の改正に伴い、独立行政法人が三つの類型に分けられたことから、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。